



農地法第5条の規定に基づく許可指令書

平成13年 2月 19日 付けで申請の、

下記農地の転用を目的とする貸借借権の設定のことは農地法第5条の規定に基づき、次のとおり許可する。

平成 13年 3月 28日

佐賀県知事 井本 勇

権利の譲渡人 住所 氏名 [Redacted]

権利の譲受人 住所 氏名 鳥栖市藤ノ上町587番地の1
株式会社 福原建設
代表取締役 藤原 隆博
年 月 日生

1 転用の目的 資材置場

2 許可する土地の表示 鳥栖市

土地所在	地番	地番記号	面積	所有者	排作者	自作別	主作物	備考
大字 辺 谷	1210	田	1.522	[Redacted]	同左	自		
"	1211	"	3.873	"	"	"		
"	1218	"	1.305	"	"	"		
							以下余白	
計 6,700 m ²								

3 条 件

- (1) 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- (2) 本件許可の日から3年間、毎年6月末及び12月末における転用許可地の利用状況を所轄農業委員会へ報告すること。

「注意事項」

- (1) 本件転用許可について、転用を完了したときは、所轄農業委員会の転用完了確認を受けること。
- (2) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完了の時期、被害免除措置等を含む。)に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第38条の2の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置をとることを命じることがあります。

行政不服審査法第57条の規定に基づく教示

この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができると。

令和元年 月 日

法定外公共物工事許可申請書

鳥栖市長 橋本康志 様

申請者 住所 佐賀県鳥栖市蔵上町587-1
株式会社 篠原建設
氏名 代表取締役 篠原隆行 (印)

施工業者 住所 佐賀県鳥栖市蔵上町587-1
会社名 株式会社 篠原建設
代表者氏名 代表取締役 篠原隆行 (印)

次のとおり工事したいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 目的 埋め立て、通路設置
- 2 位置 鳥栖市江島町字西谷3255-50、3255-51、3255-52、3255-53、
3255-54、3255-55、3255-56、3255-57、3255-58、3255-59、
3255-59先
- 3 面積・延長 ① 208.3 m² 104.1 m ② 29.7 m² 43.1 m
- 4 工事
占用の期間 許可後 令和元年 月 日から 令和3年12月20日まで
- 5 工作物の種類 暗渠布設、法面整形、盛土

※添付書類

- 1 占用箇所的位置図、現況写真、求積図、現況平・断面図、計画平面図、
公図
- 2 工作物の構造図（現場打橋梁の場合、構造計算書も添付する）
- 3 水路の場合、水利関係者の承諾書





鳥農委許令2第5~10号

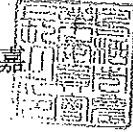
農地法第5条の規定に基づく許可書

令和2年6月2日付けで申請の下記農地の転用を目的とする 所有権移転 のことは、農地法第5条の規定に基づき次のとおり許可する。

令和2年6月19日

鳥栖市農業委員会 会長

佐藤 敏嘉



譲渡人 住所 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX

譲受人 住所 佐賀県鳥栖市蔵上町587番地1
氏名 株式会社 篠原建設
代表取締役 篠原 隆行

記

1 転用の目的 資材置場

2 許可する土地の表示

鳥 栖 市

土地の所在		地番	地目		面積 ㎡	所有者氏名	備考
町	字		登記簿	台帳			
立石町	棧敷	12番252	畑	畑	8,538.00	XXXXXXXXXX	
	以下余白						
計 8,538.00㎡					田	—	㎡
					畑	8,538	㎡